

佐倉市財務規則（平成元年三月十五日規則第六号）

最終改正:令和6年9月27日規則第60号

改正内容:令和6年9月27日規則第60号〔令和6年9月27日〕

---

（会計検査の方法）

第204条 前条に規定する会計検査は、書面又は実地検査の方法により随時行うものとする。

（会計検査実施の通知）

第205条 会計管理者は、会計検査を実施しようとするときは、検査を受ける者に対し、あらかじめその旨を通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

（会計検査に必要な書類）

第206条 会計管理者は、会計検査を実施しようとする場合において必要があるときは、あらかじめ通知して検査に必要な書類を徴することができる。

（会計検査の立会い）

第207条 会計検査を受ける者は、検査に当たり自ら（法人にあっては、当該事務の責任者）が立ち会わなければならない。

2 前項の場合において、検査に立ち会うべき者が事故その他やむを得ない事情により立ち会うことができないときは、当該立ち会うべき者の代理人を立ち会わせるものとする。

（会計検査の際の措置）

第208条 会計検査員は、検査の際、重要な誤りを発見したとき又はその他特に必要があると認めるときは、速やかに会計管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

（会計検査の復命）

第209条 会計検査員は、検査を終了したときは、会計検査復命書を作成し、第206条の規定により徴した書類を添えて速やかに会計管理者に提出しなければならない。

（会計検査の結果についての質問）

第210条 会計管理者は、会計検査の結果に関し必要があると認めるときは、検査を受けた者に対し適切な措置を要求し、又は質問書を発してその報告を徴することができる。

（指定公金事務取扱者への会計検査）

第211条の2 法第243条の2第8項の規定による定期検査は、毎年市長が定めた日に行うものとする。

2 第204条から第210条までの規定は、指定公金事務取扱者を検査する場合に準用する。

---